

令和5年度  
包括外部監査の結果に関する報告書  
及びこれに添えて提出する意見  
【概要版】

産業振興部の財務事務の執行  
及び事業の管理について

いわき市包括外部監査人  
公認会計士 齋藤 紀朗



## 1 包括外部監査の概要

### 1 包括外部監査の種類

地方自治法(昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号。以下、「法」という。)第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件

産業振興部の財務事務の執行及び事業の管理について

### 3 外部監査の対象期間

原則として令和 4 年度執行分(必要に応じて他の年度も対象とする。)

### 4 外部監査の実施期間

令和 5 年 8 月 28 日から令和 6 年 3 月 22 日

### 5 特定の事件を選定した理由について

全国的な高齢者人口の増加及び生産年齢人口の減少の中、いわき市(以下「本市」)の人口は平成 10 年の 36 万 1 千人をピークに、令和 12 年には 29 万 2 千人、令和 42 年には 17 万 3 千人に減少するものと推計されている。また、大学等卒業後の進路状況は、令和元年度で市内就職者が約 3 割にとどまり、市外への就職者が 5 割を超えている現状にある。

市民サービスの維持のためには人口の維持が必要であるとの認識の下、平成 27 年に策定した「新・いわき市総合計画 改定後期基本計画」(前期計画)における政策の柱の 1 つに「活気を生み、力を伸ばしあう」として産業振興を掲げていたものの、次期計画の策定に際して行われた前期計画の総括として、指標改善に相当の努力が必要で優先度も高いと評価されている。

このような現状を踏まえて、新たな総合計画の位置付けで令和 3 年に策定した「いわき市まちづくりの基本方針」において、重点的に取り組むテーマの 1 つに「ひと・まち・しごとの充実強化」を掲げ、「しごとづくり」として地域産業の振興を図ることとされ、令和 4 年度予算において主要施策として位置付けられている。

以上から、産業振興は本市の重要なテーマであり、産業振興や雇用対策を所管する産業振興部の財務事務の執行及び事業の管理について、法令等に対する合規性のみならず 3E(経済性・効率性・有効性)の観点から検討することは有用であると判断し、特定の事件として選定した。

合わせて、産業振興部が所管する競輪事業は足下で黒字であり、競輪事業特別会計から一般会計に繰出しを行っており、本市の財源確保に貢献している。今後の人口減少に伴い税収の減少が予想される中で、競輪事業の現状及び将来の見通しについて検討することは有用であると判断し、また、過去に本市の包括外部監査において競輪事業を事件としていないことから、競輪事業特別会計も含めて検討することとした。

## 6 包括外部監査の方法

### (1) 監査の要点

- ① 産業振興部の事業に関する歳出が関係法令、規則及び諸規程に準拠して適切に処理されているか。
- ② 産業振興部が所管する施設や財産の管理運営が関係法令、規則及び諸規程に準拠して適切に実施されているか。
- ③ 産業振興部の事業は、特に現状の財務状況等の観点から経済的・効率的に実施されているか。
- ④ 産業振興部の事業は、事後評価、改善活動が適切に行われていることにより有効的に実施されているか。

### (2) 監査手続

- ① 入手資料等による事業の概況把握及び財務情報等の分析
- ② 関連法令、条例、要綱、契約書、決裁書類、予算書、実績報告書、申請書、交付書、モニタリング資料等の閲覧
- ③ 担当課、担当者、関連団体等への質問、意見聴取等
- ④ 必要と認めた関連施設への往査
- ⑤ その他必要と認めた監査手続

## 7 監査対象機関

産業振興部(産業チャレンジ課、産業みらい課、産業ひとつくり課、公営競技事務所)

## 8 外部監査の補助者

公認会計士 富樫 健一  
公認会計士 高久 健一  
公認会計士 宮西 宏幸  
公認会計士 柳 澤 晋  
公認会計士 中鉢 政彦

## 9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

※本報告書における記載内容の注意事項

- ① 本文中の金額の表示については、原則として表示単位で四捨五入表示としている。
- ② 産業振興部の組織を令和 5 年度において変更しており、報告書における記載は、変更後の組織によっている。

## II 包括外部監査の結果

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区 分	内 容	件数
指 摘	現在の法令等に照らして違反又は不当と監査人が判断した事項 本文中、【指摘】と表記する。	22
意 見	「指摘」事項には該当しないが、監査人が改善を要すると判断した事項 又は検討を要すると判断した事項 本文中、【意見】と表記する。	49

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、現状の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果及び意見については、特段の断りがない場合は、令和6年2月末現在での判断に基づき記載している。

### 産業チャレンジ課

(産業創造館指定管理事業／全般)

#### 1 指定管理事業の範囲について【意見】

産業創造館の指定管理者は公益社団法人いわき産学官ネットワーク協会(以下「ネットワーク協会」という。)であり、指定管理事業には、産業創造館の管理運営(ハード事業)のほか、創業者支援事業等(ソフト事業)が含まれている。しかし、ソフト事業には、産業創造館の場を通じた事業との関係性が希薄と考えられるものがあり、また、ソフト事業の内容は年度により変動がある。指定管理者の指定に関する議会の議決との関係や、個別事業に係る競争性確保の観点から、指定管理事業に含めるソフト事業については産業創造館というハードが不可欠である事業に限定すべきであり、新たなソフト事業の追加は個別委託事業として実施すべきである。

#### 2 候補者選考にあたっての有識者意見聴取の活用について【意見】

産業創造館の指定管理者の選考は非公募であり、選考は市職員5名で実施されている。非公募とすることは不合理とは言えないものの、選考委員も市職員のみである点は透明性を欠くことから、次回以降の選考に当たっては、外部有識者等の意見聴取の活用を検討されたい。

(産業創造館指定管理事業／いわき駅前再開発ビル設備等更新負担金等分)

#### 3 ラトブ中長期修繕計画に基づく修繕負担金について【指摘】

ラトブ管理組合に対する修繕負担金は、市は指定管理料(委託料)としてネットワーク協会に支払い、同協会が受け取った指定管理料から管理組合に対して負担金を支払っている。しかし、ネットワーク協会が指定管理業務として管理組合との窓口となっているも

の、産業創造館の設置主体である市が主体的に支出の当事者となるべきであり、市が管理組合に対して負担金として支出すべきである。

#### 4 情報ネットワークシステム等賃貸借取引について【指摘】

現在、産業創造館の情報ネットワークシステム等の賃貸契約をネットワーク協会がベンダーと締結し、同協会は市から受け取った指定管理料(委託料)から賃借料を支出している。賃貸契約の締結に際してベンダーの選定は、公募型プロポーザルによっているものの、プロポーザルの審査員は市職員のみとなっている。指定管理者が仮に変更された場合、変更後もこれらの機器は産業創造館の運営に当たり必要不可欠なものであり、使用は継続されると考えられることから、上記の選定過程も踏まえると、産業創造館の設置主体である市がベンダーとの契約当事者として賃貸借契約を締結すべきであり、市が賃借料として支出すべきである。

(産業創造館指定管理事業／感染症対策分)

#### 5 備品の購入について【指摘】

産業創造館で使用する密集検知・密集回避システム等はネットワーク協会が指定管理料(委託料)により購入している。指定管理に係る基本協定書では、指定管理者が任意に備品等を購入し、業務実施のために供することができるとされているが、当該備品は産業創造館の運営に当たり必要不可欠なものであり、指定管理者が仮に変更された場合でも継続して使用されると考えられることから、産業創造館の設置主体である市が契約当事者として購入契約を締結し、市の備品として適切に管理すべきであり、市の備品購入費として処理すべきである。

(産業創造館指定管理事業／創業者支援事業費)

#### 6 創業者支援事業のアフターフォローについて【意見】

インキュベートルームを退室された方等へのアフターフォローの方法は、現在、各金融機関等で個別に創業支援セミナー等が開催されているとのことであり、今後は、それを統合した形で、ネットワーク協会、金融機関ほか関係機関と事業者が一堂に会した会議の開催を行う意向とのことである。事業者間の連携による新たな事業機会の創出や金融支援も見込まれると予想され、その着実な実行推進が望まれる。

(産業創造館指定管理事業／産業人財育成支援事業費)

#### 7 業務仕様書の講座回数と計画・実績講座数の相違について【指摘】

業務仕様書では、「ものづくり」等に関する人材育成研修(いわきものづくり塾)の開催は全25回程度となるが、ネットワーク協会の各コースの計画と実績は全13回となっており、計画段階ですでに半分程度となっている。今後、業務仕様書に合わせた講座数を設定するか、実態に合わせ当該事業規模を縮小させるか、同協会と検討する必要がある。

8 事業評価と支出額の妥当性について【指摘】

上記の通り、当該事業での講座数は、業務仕様書で想定した半分程度となっているが、予算額から減額されることなく、ほぼ予算額で支出されている。ネットワーク協会が実施した事業内容や支出内容を確認した上で、今後の予算額を設定する必要がある。

(産業創造館指定管理事業／事業化支援事業費)

9 委託事業と補助事業の区別について【指摘】

当事業は指定管理事業の1つとして委託事業として行われ、ネットワーク協会は、事業者の公募、審査、その後の進捗管理等を行うとともに、採択事業者に対する助成を行っており、助成はネットワーク協会から採択事業者への再委託の形を採っている。再委託とされている採択事業者の助成については、採択事業者の事業化を支援することが目的であり、また、採択者の実施事業も採択者自身が決定し、事業の成果も一義的には採択事業者に帰属するものであることから、市の補助事業として整理することが適当であり、今後の取扱いについて再考する必要がある。

10 事業費の積算について【指摘】

事業費の積算において、採択事業助成金(再委託料)に関する消費税が二重計算された結果となっており、1,649千円の支出過大となっている。ダブルチェックを強化することも含めて今後留意する必要がある。また、同じ事業化支援事業で産業みらい課が所管する次世代エネルギー関連事業の積算内訳と比較すると、プロジェクトマネージャー人件費、一般管理費の積算が異なっている。両事業の積算内容を整合させ、重複や漏れ等が生じないよう両課でコミュニケーションを図る必要がある。

(販路開拓・経営革新支援事業費)

11 交付要綱の記載について【指摘】

公益社団法人いわき産学官ネットワーク協会事業補助金交付要綱について、補助金交付要綱に必須とされる補助金交付の目的、及び補助金の算出方法等の記載がなく、追加記載が必要である。

12 収支報告書の計算誤りについて【指摘】

ネットワーク協会が作成した収支報告書の支出科目のうち、中小企業の経営革新及び技術支援事業の首都圏等の見本市・展示会出展補助支出に関して計算誤りがあり、その結果、補助額が88千円過大となっている。市側でのダブルチェック等検証の強化が必要である。

(商工業金融施策)

13 融資制度の周知等について【意見】

中小企業融資制度及び中小企業不況・倒産関連対策資金融資制度の融資利用率は、コロナ禍前でも高いとは言えない。今後の推移を見る必要があるが、融資利用率の向上に向け、さらなる周知が必要である。特に、中小企業不況・倒産関連対策資金融資はコロナ禍前から低調であることから、原因分析を行い、経営改善支援と組み合わせた支援を金融機関に促して行く必要もある。また、市新産業事業化支援融資制度は利用がない状況が続いており、利用促進のための制度改正や周知方法の改善、あるいは制度廃止の検討が望まれる。

(キャッシュレス決済ポイント還元事業費)

14 予算額の設定について【意見】

本事業について令和4年度において未執行予算額が753百万円となっている。

事業実施者においてもその適格な見積は困難と思われるが、市としては、参考見積やプロポーザルの審査を通じて、もう少しポイント還元費の算出過程について聴取しても良かったものとする。今後同様の事業を実施する際には、前回及び今回の状況を踏まえ、より実態に見合った予算額の設定や事業内容等を検討することが望ましい。

15 プロポーザルの審査項目について【意見】

当事業の主目的は、キャッシュレス推進、ポイント還元費を通じての消費喚起による経済対策であるが、プロポーザルの審査項目としてポイント還元額の極大化につながる設問があっても良いと考えるが、現状含まれていない。今後同様の事業を実施する際には、例えば「プロポーザル事業者の採用する決済サービスの枠組みは還元額の極大化につながるか」といった項目を追加することを検討することが望ましい。

(産業振興推進事業費)

16 「TRAIL」の活用状況のアンケート調査について【意見】

市内経済・景気動向調査業務委託及び景気ウォッチャー調査業務委託は、四半期毎に発行されている「TRAIL」にまとめられる。しかし、一般的にはかなり専門的な内容であり、市の事業者等にどのように活用されているか不明なのではないかとの声も聞かれるとのことである。現状を踏まえ、市内事業者等に活用状況のアンケート調査を実施し、調査結果を踏まえてより有効な情報になるよう掲載内容を見直すことが望ましい。

(事業再構築促進補助金)

17 補助金交付先の今後の支援について【意見】

交付を受け、補助事業終了後順調に行っている事業者で、DXや賃金引上げ等で支援が必要な事業者に対しては、国・県の補助制度に加えて、市独自の継続的な支援策を導入することにより、市の更なる産業力強化にもつながると考えられ、今後検討されたい。



(「企業・ひと・技」応援ファンド事業費)

18 事業者の選定や支援等について【意見】

令和4年度の実施件数8件のうち3件がクラウドファンディングでの調達目標金額に達していない。目標件数を過度に重視せず、事業者の取組み姿勢を見極めた上で事業者の選定を行い、事業者の将来の成長に資するよう必要な支援等を行うことが望まれる。また、現状は事業承継等の条件に該当した事業者を対象としているが、その他の事業者にも有効な施策と考えられることから、対象事業者の選定基準の見直しも検討されたい。

(業態転換等支援補助金)

19 国の補助金の交付確定及び取消しの確認結果の文書化について【意見】

国の補助金の交付決定額から確定額の変動や交付決定の取消しに関する情報については、商工会議所・商工会と採択者情報を共有し、確認しているとのことだが、確認結果について書面に残されていない。市では実績報告書の提出も求めていることから、会議所・商工会に文書で照会を行い、文書による回答を求めることが望ましい。

(商工会議所補助金)

20 補助事業の評価について【意見】

商工会議所補助金は、現状は交付団体への運営費の補助となっており、補助金の使途が特定されていないことから、補助事業の目標指標の設定及び効果測定が難しく、補助事業の評価が行われていない。交付団体への運営費の補助ではなく、補助金の交付目的を達成するための事業費に補助し、目標指標及び効果測定方法を設けた上で、その効果を検証、評価することが望ましい。

(商工会補助金)

21 補助事業の評価について【意見】

商工会議所補助金と同様、商工会補助金は、現状は交付団体への運営費の補助となっており、補助金の使途が特定されていないことから、補助事業の目標指標の設定及び効果測定が難しく、補助事業の評価が行われていない。交付団体への運営費の補助ではなく、補助金の交付目的を達成するための事業費に補助し、目標指標及び効果測定方法を設けた上で、その効果を検証、評価することが望ましい。

(津波被災地域企業等立地奨励金)

22 奨励金交付後の対象資産の譲渡等について【意見】

現状は奨励金の対象資産の譲渡等を把握するため、現地調査及び奨励金の交付事業者へのヒアリングにより確認しているとのことである。大規模な事業者では、多数の対象資産があり、譲渡等の届の提出漏れが起こる可能性があることから、固定資産台帳等入手し、譲渡等の有無を確認することが望ましい。

(店舗等新規出店支援事業費補助金)

23 交付申請書の内容の確認について【指摘】

1件の交付先について事業計画書に記載された補助対象額に集計の誤りが検出された。補助金の交付額に誤りはなかったが、事業計画書と補助金等交付申請書等の書類間の整合性を確かめ、記載誤りが発見された場合は、修正を求める必要がある。

## 産業みらい課

(新産業創出支援事業費)

24 いわきバッテリーバレーフェスタ運営負担金に係る要綱の整備について【意見】

いわきバッテリーバレーフェスタ運営負担金は、個別の要綱が整備されていない。本事業は市単独ではなく、実行委員会との協議を経て決定されることは理解できるものの、市が支出する負担金について補助対象者や補助対象事業、補助対象経費、補助金算定方法、その他必要な手続について明確に規定する必要があるため、今後、関係機関と協議を進め対応することが望ましい。

(バッテリーバレー推進事業費)

25 委託事業と補助事業の区別について【指摘】

バッテリー関連事業化支援事業はネットワーク協会への委託事業として行われ、同協会は、事業者の公募、審査、その後の進捗管理等を行うとともに、採択事業者に対する助成を行っており、助成は同協会から採択事業者への再委託の形を採っている。再委託とされている採択事業者の助成については、採択事業者の事業化を支援することが目的であり、また、採択者の実施事業も採択者自身が決定し、事業の成果も一義的には採択事業者に帰属するものであることから、市の補助事業として整理することが適当であり、今後の取扱いについて再考する必要がある。

26 いわきEVアカデミーの受講者拡大について【意見】

受講者拡大のために試行錯誤しているが、様々な制約があるため受講者数の目標は15名となっている。しかし、当該事業は他の自治体ではあまりやっていない試みであり、本市の人材育成としても有用と考えられる事業であるため、様々な方法で受講できるような体制を整え、受講者を増やすことが望ましい。

(風力関連産業推進事業費)

27 保存文書の差し替え漏れについて【意見】

「風力発電を中心とした地域理解促進事業業務委託」の委託料額の確定通知について市長名が誤ったものを保存文書として綴じていた。実際は誤りに気が付き訂正したものを外部へ通知しており、保管文書の最終版への差し替えを失念していたものであったが、

保管文書には最終版を綴じる必要があるため注意が必要である。

28 実績報告書と仕様書の整合について【意見】

「風力発電を中心とした地域理解促進事業業務委託」の実績報告書の明細に仕様書や見積書に明記されていない「参加者アンケート」の項目が記載されていた。業務の客観性を高め、委託内容を明確にするためにも、できるかぎり仕様書と実績報告書の明細は整合させた方が望ましい。

(グリーンイノベーション創出支援事業費)

29 収支報告書と設計書の差異について【意見】

委託先から提出された収支報告書にある人件費・経費の比率と、市が積算した設計書の人件費・経費の比率に差異があった。本件委託契約は随意契約によっていることから、収支報告書と設計書の内訳が相違していると、契約金額の妥当性に疑念が生じる可能性がある。当事業は令和4年度が初年度であるという状況も考えれば、今後は過去の実績も考慮し設計書の精度を高めていくことが望ましい。

(工場等立地奨励金)

30 増設奨励金の対象設備の取得時期について【意見】

工場等立地奨励金のうち増設奨励金は既存の敷地・工場に設備を拡張する形であるため、過去に取得した設備をどこまで含めるのか条例等に具体的な期間の明記はなく、申請者は過去どの地点まで取得した設備を含めればよいか判断に迷う可能性があり、また、市担当者によって判断に違いが生じる可能性もある。いつ取得した設備まで対象になるのか、条例等に具体的な期間を明記することが望ましい。

(好間工業用水道管理運営費)

31 随意契約時の見積書の徴求について【意見】

好間浄水場汚水汚泥の積込・収集・運搬・処分業務について、それらの業務を一括で受託できる業者は1者と判断され、随意契約によっており、参考見積額、予定価格、契約金額は同一の金額となっている。参考見積額は先方が積算しているとしても先方の言い値となっている可能性もあり、他の業者から参考見積書入手し、受託予定業者の参考見積額の妥当性を検証することが望ましい。

(企業交流会館管理運営費)

32 市と立地企業の費用負担区分について【意見】

企業交流会館の運営管理に要する費用は市と立地企業により負担することとなっているが、要綱や協定書において、市及び立地企業が負担すべき費用の範囲が明示されていない。費用負担の区分について、文書で明確に規定することが望ましい。

33 会社の積算内容の検証について【意見】

委託先であるいわき市公園緑地観光公社の作成した参考見積書において契約職員に係る社会保険料が計上されているものの、実態として契約職員は社会保険に加入していない。運営管理業務の委託契約であるものの、実態は市の外郭団体である公社の人件費を負担しているものであることから、公社の見積内容が実態に即したのか検証することが望ましい。

34 個別施設管理計画における将来コストの見積りについて【意見】

本施設の運営管理コストは市と立地企業とで負担しており、今後の施設のあり方について今後立地企業と協議することとしている。それに先立ち、各種設備の経過年数等を踏まえて設備の老朽化の実態を再度調査した上で、更新予定時期を計画し、設備更新コストを含めた将来コストを適切に見積り、立地企業に提示した上で協議を行い、適切な意思決定を行うことが望ましい。

(工業団地緑地関連施設等維持管理費)

35 再委託の承認について【意見】

小名浜臨海工業団地緑地等の維持管理について、委託先は管理人業務を再委託しており、市では、再委託に当たり委託先と電話協議を行い、承認しているとのことであるが、文書等は残されていない。契約で定める手続であり、文書にて承認の証跡を残すことが望ましい。

## 産業ひとづくり課

(ふるさといわき就業支援事業費)

36 委託業務の報告書の様式について【意見】

いわき市合同企業説明会業務委託では、受託者から提出された開催結果報告書では、合同企業説明会の開催当日の課題が記載されているが、仕様書に記載している参加企業及び参加者に対する集客の結果、分析等が記載されていない。報告事項を統一し、次年度以降に活かせるよう報告書様式を定めることが望ましい。

(生産性向上・ダイバーシティ推進事業費)

37 再委託に係る手続について【意見】

市内企業の高度外国人材活用及びヒトの能力開発等推進に係る業務のうち、高度外国人材活用支援は、委託先であるネットワーク協会が選定した事業者へ再委託が行われている。再委託業者の選定に当たり市は関与していないが、再委託業者が企業への支援を行うなど実質的な業務を担っていることから、市が再委託業者の選定に関与することが望ましい。また、再委託に際して、口頭により再委託を承諾しているとのことであるが、書

面による承諾が望ましい。

(いわき市勤労者福祉サービスセンター運営補助金)

38 法人の運営状況の評価について【意見】

市では運営費補助金の交付先であるいわき市勤労者福祉サービスセンターの運営状況の評価について、健全性の視点で評価しているものの、効率性の観点では行われていない。運営費補助金は過去3期において同額となっているが、法人の運営の効率性の観点も評価した上で、補助金額を決定することが望まれる。

39 法人の繰越金等の評価について【意見】

いわき市勤労者福祉サービスセンターの貸借対照表には特定資産として運営資金積立金、施設補修引当積立金が計上されている。積立金の積立・取崩計画の策定を求め、余剰資金と認められる場合には、運営費補助金の減額、返還を求めることが望ましい。

(施設管理経費(いわき市労働福祉会館 指定管理分))

40 指定管理者が作成した収支予算書の検証について【指摘】

労働福祉会館の指定管理者であるいわき市勤労者福祉サービスセンターから提出された収支予算書は、①正味財産増減計算書(企業会計での損益計算書)ベースか、資金収支計算書ベースかが判然としない、②支出に係る消費税はどのように取扱われているのかが不透明である、③事業報告書に添付される収支計算書に記載された予算額が異なっているといった問題があり、市による確認作業が適正に行われていないと考えられる。作成方法について再度整理し、指定管理者に指示する必要がある。

(労働福祉会館長寿命化改修事業費)

41 個別管理計画における将来の更新・改修計画について【意見】

個別管理計画の維持管理費は指定管理料のみが考慮されており、設備の更新・改修費用については織り込まれていない。各種設備の経過年数を踏まえて再度施設の老朽化の実態を把握し、改修等の予定時期や将来の改修等に見込まれる費用を試算した上で、施設のあり方を検討することが望ましい。

(施設管理経費)

42 契約書の様式について【意見】

労働福祉会館配水管修繕他1件の修繕工事の契約については、工事請負約款を使用していない。工事請負約款を使用する契約か否かの明確な判断基準はないとのことであり、適切な契約手続のために、全庁的に明確な判断基準を設けることが望まれる。

43 一括発注の検討について【意見】

労働福祉会館配水管修繕他1件の契約は、緊急性からともに随意契約によっているが、ともに同じ3者からの見積合わせとなっており、最終的に同一の業者と契約しており、工期も概ね重複している。予算確保の方法が異なる事実はあるものの、契約手続は同時期に行われており、コストダウンの観点から一括発注の可否について検討することが望ましい。

#### 公営競技事務所(競輪事業特別会計)

##### <決算の状況>

#### 44 一般会計繰出金及び基金繰入ルールの見直しについて【意見】

現状は、競輪事業特別会計からの一般会計繰出金は当年度の車券収入を財源とし、基金積立は前年度繰越金を財源としている。しかし、一般会計繰出金についても競輪事業の成果である「利益」に相当する前年度繰越金を基礎として算定することが適当であり、さらに、競輪事業の継続性の観点からは、将来の投資計画等に合わせた基金積立を優先した上で、残余を一般会計に繰り出すことが適当と考える。競輪事業の継続性の観点から、一般会計繰出金及び基金積立のあり方を再度検討することが望ましい。

##### <事業計画>

#### 45 経営計画における施策の具体化と検証について【意見】

公営競技事務所では、経営計画を策定し、毎年度進捗管理を行っているが、コスト削減等の詳細な目標値を設定する、アクションプランの具体的な実施予定時期を設定する、検証を踏まえてアクションプランを適時に見直すといった点について改善することが望まれる。

#### 46 施設の有効活用について【意見】

いわき平競輪場はバックスタンド等を市民に開放しているものの、利用頻度は高くはない。経営計画においても、利用度の向上を図ることとしているが、他部局との連携も図り、施設の有効活用にも努めることが望ましい。

#### 47 施設別収支の把握について【意見】

個別管理計画において、郡山場外車券売場は、今後の施設のあり方について検討する方針とされている。郡山場外車券売場単独の施設別収支を把握するとともに、将来の収支予想を踏まえた上で、今後の改築等に向けて施設の規模等を決定することが望ましい。また、市で運営する意義を再検討し、民営化等、今後の方向性を検討することが望ましい。

## <契約管理>

(令和4年度いわき市営いわき平競輪場実施事務委託)

### 48 実施規則の改定について【意見】

いわき市自転車競走実施規則において、現行の委託先(JKA)を特定する規定となっている。将来的に委託先が複数となる可能性もあるため、いわき市自転車競走実施規則を改正し、特定の委託先名を削除するなど弾力的に運用できるように準備を進めておくことが望ましい。

### 49 委託事業実施結果の評価【意見】

当該委託事業については、売上予測の状況であるため、設計書は作成していないが、業務完了届に記載されている実施事務関係業務・実施事務の金額の妥当性を検証し、当初の予算が適切であったかどうかを評価・検証することが望ましい。

(いわき平競輪トータリゼータシステム保守業務)

### 50 設計書の金額について【意見】

入札時の見積金額が設計書予定価格と同額であることの懸念事項はあるものの、公営競技事務所において、設計書予定価格の評価は行っていない。同一の業者と40年以上にわたって契約が継続していることから、複数の同業他社からも参考見積を徴収し、現在の設計書に関する金額的評価を実施することが望ましい。

### 51 業務完了後の評価について【意見】

システムに関連した業務は、その業務の実施内容を評価することは単純ではないが、発注した金額に見合った業務内容であるかどうかを評価することは非常に重要である。そのために、事業内容、業務内容に応じた金額について同業他社へ第三者評価を実施することが望まれる。

(いわき平競輪場選手宿舍運営業務)

### 52 参考見積金額の妥当性について【意見】

当該業務に関する契約締結に際して、前回落札した業者のみから参考見積を徴求している。契約金額の妥当性を検証する観点から、可能な限り今後2者以上から参考見積を徴求し、契約金額の妥当性を検討することが望ましい。

(いわき平競輪場清掃等業務)

### 53 本場開催と場外開催との契約の一本化について【指摘】

本場開催分は指名競争入札によっているが、場外開催分は本場開催分の契約先との随意契約となっており、また、場外開催分の契約に際して、契約先から入手した見積金額は市が自ら積算した設計金額に基づく予定価格と同額であり、当該見積金額をもって契

約額となっている。場外開催分について随意契約とすることは、競争性、経済性の観点から問題があり、本場開催と場外開催とに分けずに一本化した上で、競争入札の手続を実施すべきである。

(いわき平競輪場受付案内等業務)

54 本場開催と場外開催との契約の一本化について【指摘】

本場開催分は指名競争入札によっているが、場外開催分は本場開催分の契約先との随意契約となっており、また、場外開催分の契約に際して、契約先から入手した見積金額は市が自ら積算した設計金額に基づく予定価格と同額であり、当該見積金額をもって契約額となっている。場外開催分について随意契約とすることは、競争性、経済性の観点から問題があり、本場開催と場外開催とに分けずに一本化した上で、競争入札の手続を実施すべきである。

(いわき平競輪場郡山場外設備運転・保守業務)

55 随意契約確認表の不備について【指摘】

場外開催郡山場外設備運転・保守業務(上期分)の随意契約確認表を確認したところ、第一確認者はチェックしているが、第二確認者はチェック欄が空欄となっていた。今後は確認を徹底する必要がある。

56 本場開催と場外開催との契約の一本化について【指摘】

本場開催分は指名競争入札によっているが、場外開催分は本場開催分の契約先との随意契約となっており、また、場外開催分の契約に際して、契約先から入手した見積金額は市が自ら積算した設計金額に基づく予定価格と同額であり、当該見積金額をもって契約額となっている。場外開催分について随意契約とすることは、競争性、経済性の観点から問題があり、本場開催と場外開催とに分けずに一本化した上で、競争入札の手続を実施すべきである。

(いわき平競輪場競争映像撮影等業務)

57 契約等の金額について【意見】

参考見積書、設計書、入札時見積書、契約金額について、その全てが同額となっている。当該業務の専門性が高いと考えられるが、契約継続年数が30年以上に及んでいることから、公営競技事務所においても価格の妥当性に関するノウハウを蓄積することにより独自に算定する方法や同業他社により評価する方法も考えられ、説明責任を果たせる情報を備えておくことが望ましい。

58 業務の評価について【意見】

業務委託契約書では、業務の成果を検証するとなっているが、現状、問題等の有無について委託先から報告を受け、必要に応じて適宜協議等を行っているものの、その内容



を文書で残していない。検証については、文書等で確認した結果とするような対応が望まれる。

59 本場開催と場外開催との契約の一本化について【意見】

場外開催分については、本場開催分と同一の業者を選定し、契約締結となっているが、競走映像の撮影と放映は一貫しており、当初より同一業者との随意契約が予定されていることから、業務効率化の観点、発注業者の負担軽減からも契約の統一を検討することが望まれる。

(いわき平競輪場通信・映像機器等運用保守業務)

60 契約等の金額について【意見】

参考見積書、設計書、入札時見積書、契約金額について、その全てが同額となっている。契約継続年数が30年以上に及んでいることから、公営競技事務所においても価格の妥当性に関するノウハウを蓄積することにより独自に算定する方法や同業他社により評価する方法も考えられ、説明責任を果たせる情報を備えておくことが望ましい。

61 業務の評価について【意見】

業務委託契約書では、業務の成果を検証するとなっているが、現状、問題等の有無について委託先から報告を受け、必要に応じて適宜協議等を行っているものの、その内容を文書で残していない。検証については、文書等で確認した結果とするような対応が望まれる。

62 契約の統一について【意見】

委託先との契約については、令和元年当初は2件程度の契約であったが、昨今は7～10件程度の契約で推移している。業務の内容は異なるものの、同一の委託先が多数の業務を行っていることから、年間を通じた単一の契約をすることにより契約に係る業務の効率化、業務に関する管理費等の諸経費の削減につながる可能性もあることから、契約を一本化することの検討が望ましい。

63 随意契約確認表の不備について【指摘】

随意契約に際して、確認者2名で随意契約確認表により確認することとなっているが、本場開催分の随意契約確認表について、第一確認者はチェックしているが、第二確認者はチェック欄が空欄となっていた。今後は確認を徹底する必要がある。

(いわき平競輪場内警備等業務)

64 本場開催と場外開催との契約の一本化について【指摘】

本場開催分は指名競争入札によっているが、場外開催分は本場開催分の契約先との随意契約となっており、また、場外開催分の契約に際して、契約先から入手した見積金額は市が自ら積算した設計金額に基づく予定価格と同額であり、当該見積金額をもって契約額となっている。場外開催分について随意契約とすることは、競争性、経済性の観点から問題があり、本場開催と場外開催とに分けずに一本化した上で、競争入札の手続を実施すべきである。

(いわき平競輪活性化事業業務)

65 事業実施報告書の評価について【意見】

仕様書における業務内容には、事業実施報告書の提出を求めているが、報告書を回覧し、内容を詳細に検討した結果が明確となっていない。検討結果は別途文書化するか、報告書内に直接記載する等の方法で評価結果を残すことが望ましい。

(いわき市営いわき平競輪開催告知業務)

66 本場開催と場外開催との契約の一本化について【指摘】

本場開催分は指名競争入札によっているが、場外開催分(上期分)は本場開催分の契約先との随意契約となっており、また、場外開催分(上期分)の契約に際して、本場開催分の契約先からの参考見積により予定価格としており、契約額は予定価格と同額となっている。業務内容に著しい相違はないことから、本場開催分に含めて競争入札の手続を実施すべきである。

67 随意契約確認表の不備について【指摘】

随意契約に際して、確認者2名で随意契約確認表により確認することとなっているが、本場開催分の随意契約確認表について、第二確認者はチェックしているが、第一確認者はチェック欄が空欄となっている。第二確認者が記載漏れを発見した場合は、補充を求めるよう適切に対応する必要がある。

(いわき平競輪場現金輸送・保管等業務)

68 入札方法の見直しについて【意見】

指名競争入札で2者を指名したものの、指名通知後に1者が辞退し、入札参加者が1者となったことから、指名競争入札を中止し、参考見積を徴求していた1者と随意契約を締結することとなった。今後は競争性を確保した契約手続を実施できるよう、指名要件を満たす入札参加者が限定される場合には、新たな入札参加資格者を募るなどの取組みを行うことが望ましい。

(臨時場外車券売場設置に係る業務委託)

69 随意契約の取扱いについて【指摘】

随意契約による場合、通常は随意契約の理由書、随意契約確認表を作成することとなっているが、通常の随意契約とは異なることから、一連の書類の作成を省略している。作成を省略する場合はその旨を契約に当たっての決裁文書等に何らかの記載を明確にしておくことが必要である。

<資産管理>

(資金管理)

70 運営資金受領簿の同一人による押印について【意見】

1F-1 投票所、6F 投票所、バック 1F 投票所については、運営資金受領簿の引渡印と受領印が同一の押印となっていた。現金の受渡しについては、センターと投票所では別の担当者により内部牽制を図ることを目的としていると思われるため、引渡と受領については、異なる担当者によることが望ましい。

(備品管理)

71 備品管理体制の不備について【指摘】

備品の実査の結果、備品シールが貼付されていない備品や備品台帳に登録されているものの既に実在していない備品などが存在した。定期的に備品の実査・棚卸を行い、備品シールの貼付漏れや備品台帳の除却登録漏れ等の有無について検証する必要がある。

以 上